

## 事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

事務連絡

平成26年5月30日

指定都市所在道府県 地方分権改革担当部局 御中

内閣府地方分権改革推進室  
経済産業省商務流通保安グループ  
鉦山・火薬類監理官付

火薬類取締法に係る事務・権限の移譲に要する準備措置等の把握について（照会）

平素より、地方分権改革の推進に御協力をいただき御礼申し上げます。

火薬類取締法に係る事務・権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）において、「火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に行った上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」旨が決定されました。これを踏まえて、本年3月14日に開催された産業構造審議会保安分科会火薬小委員会において、別紙「第2回火薬小委員会 資料1」のとおり、道府県の事務権限は全て指定都市に移譲することとし、ただし災害防止や公共安全確保の観点から移譲対象とすることが困難な事務権限があるのであればその権限は慎重に検討することとして、具体の検討を進めることが了承されました。

また、移譲に当たっては、昨年内閣府地方分権改革推進室が行った意向調査において示された懸念について、具体的に整理する必要があり、特に、そのうち、専門知識を有した者の確保及び現在の許認可業務の継続性の維持については、本年3月14日に開催された産業構造審議会保安分科会火薬小委員会において事業者団体代表者、消費者団体代表者から、道府県と指定都市における連携体制の構築の必要性については、本年3月20日に開催された産業構造審議会保安分科会において都道府県代表者から、強く求められております。

つきましては、移譲される事務の円滑な執行のために必要な準備措置や、それに要する期間等の考え方をより具体的に把握した上で、国として決定したいと考えていますので、下記により貴道府県及び管内の指定都市のアンケートの回答を取りまとめの上、提出願います。

記

## 1 提出期限

平成26年6月18日（水）17:00（必着）

## 2 照会内容

様式1について、道府県及び指定都市の地方分権改革担当部局において、協議を行った上で、回答を取りまとめ、提出願います。管内に複数の指定都市がある場合であっても、一葉に取りまとめの上、御回答ください。また、既に条例による事務処理特例制度を活用して事務の全面的な移譲が行われている場合には、その旨記載し、当該移譲を行った際に実際に講じた準備措置や、それに要した期間について、御回答ください。

※ 回答内容は、必要に応じて産業構造審議会保安分科会等での公表を行う可能性があります。することを申し添えます。

## 3 今後のスケジュール

集計を踏まえ、経済産業省において、道府県及び指定都市の御担当者と移譲に向けた意見交換を実施したいと考えております。

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e l:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

\*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者  
にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉾山・火薬類監理官付 宮地、池田(晃)

T e l:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp

事務・権限の移譲に要する準備期間等に関するアンケート調査表

**回答要領**

< 1～5 > 必要な準備措置

内閣府が行った意向調査及び産業構造審議会保安分科会等で指摘された1～5の懸念事項について、それぞれの懸念を解消するための具体的措置内容を御記入下さい（5の具体的懸念事項と対処の方向性については可能な範囲でご記入ください）。また、それぞれの項目に必要な準備期間について御記入下さい。

< 6 > 必要準備期間

1～5を踏まえ、移譲までに必要な準備期間を記載してください。

< 7 > 保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項

別紙1に記載されている移譲対象事務について、保安レベルの維持の観点から特段の留意事項がある場合には、条文毎に御記入下さい。

< 取りまとめ >

道府県及び指定都市で必要な協議を行った上で、道府県において回答を取りまとめ、提出願います。

道府県名： \_\_\_\_\_、指定都市名： \_\_\_\_\_

懸念事項	1. 指定都市における人員確保、財源措置等の体制整備
必要準備期間	平成26年 月 ～ 平成 年 月
具体的措置内容	<p>【道府県の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構定員要求（事務処理量の把握、火薬担当部署の維持・存続、火薬担当〇名維持。）</li> <li>・ 予算要求</li> </ul> <p>【指定都市の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構定員要求（火薬担当部署の設置、火薬担当〇名確保、道府県と指定都市間の人事交流。）</li> <li>・ 予算要求</li> </ul>

懸念事項	2. 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
必要準備期間	平成26年 月 ～ 平成 年 月
具体的措置内容	

【道府県の記載例】

- ・指定都市における研修等教育への協力
- ・人事交流（職員受入・派遣等）準備

【指定都市の記載例】

- ・指定都市における担当者教育システムの構築
- ・人事交流（職員受入・派遣等）準備

懸念事項	3. 道府県と指定都市の連携体制構築
必要準備期間	平成26年 月 ～ 平成 年 月
具体的措置内容	<p>【道府県の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人事交流</li><li>・保安検査、立入検査の共同実施</li></ul> <p>【指定都市の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人事交流</li><li>・保安検査、立入検査の共同実施</li><li>・連絡会議等の場の設置</li></ul>

懸念事項	4. 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継
必要準備期間	平成26年 月 ～ 平成 年 月
具体的措置内容	<p>【道府県の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・引継書、マニュアルの作成</li><li>・指定都市に対する研修</li><li>・保安検査、立入検査の共同実施</li></ul> <p>【指定都市の記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・経済省及び道府県の研修への参加</li><li>・保安検査、立入検査の共同実施</li></ul>

懸念事項	5. 保安レベル維持のため広域で取り組むべき事案
必要準備期間	平成26年 月 ～ 平成 年 月
具体的懸念事項と対処の方向性	

【懸念事項の記載例】

- ・販売店の店舗と火薬庫の所在地が1指定都市内に収まらない。
- ・災害時緊急時の指揮命令系統が分割される。

【対処の方向性に関する道府県の記載例】

- ・道府県間における現状での取扱いの整理
- ・検査、帳簿の確認方法の整理
- ・店舗、火薬庫への検査方法の整理

【対処の方向性に関する指定都市の記載例】

- ・検査、帳簿の確認方法の整理
- ・店舗、火薬庫への検査方法の整理

懸念事項	6. 指定都市における十分な準備期間の確保
必要準備期間	平成26年 月 ~ 平成 年 月 (1. ~ 5. を踏まえ、必要な準備期間を記載してください。)

7. その他保安レベルを維持しつつ事務・権限を移譲するための特段の留意事項（条文毎に記載願います）

条 項	保安レベル維持の問題点、解決の方向性

道府県御担当者

氏名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

FAX： \_\_\_\_\_

指定都市御担当者

氏名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

FAX： \_\_\_\_\_

(本調査に関する提出・連絡先)

内閣府地方分権改革推進室 塩川

T e l:03-3581-2458

e-mail:gimuwaku@cao.go.jp

\*火薬類取締法に関する質問は、経産省の担当者  
にお願いします。

経済産業省商務流通保安グループ

鉦山・火薬類監理官付 宮地、池田 (晃)

T e l:03-3501-1870

e-mail: kozan-kayakurui@meti.go.jp



都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について

平成26年3月14日  
商務流通保安グループ  
鉦山・火薬類監理官付

1. 権限移譲の経緯

平成20年5月、地方分権改革推進委員会は、その第1次勧告の中で、分権型社会においては基礎自治体为中心的な役割を担うべきとの考え方の下、都道府県から基礎自治体に権限移譲を行うべきとの勧告を行った。

この中で、「危険物規制に係る事務であって、その目的・効果が当該団体の区域を越えないものについて、「市町村」まで移譲する。」との方針により、火薬類取締法において現在都道府県の手務となっている製造、販売、消費等の手務についても、市町村への権限移譲を勧告した（当該勧告を受けて、総合資源エネルギー調査会高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会は、平成21年9月に火薬類保安の観点からの論点を整理した（参考1-1参照））。

平成25年6月25日には、地方制度調査会から内閣総理大臣に対し第30次答申がなされ、同年12月に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が閣議決定された。当該閣議決定において火薬類取締法は、「火薬類の製造・販売・消費等に係る事務・権限については、指定都市側が指摘する受入体制の整備や十分な準備期間の確保等の調整を着実に進めた上で、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」こととされた。なお、閣議決定に際しては、内閣府と鉦山・火薬類監理官付の調整の下、道府県及び指定都市（いわゆる政令指定都市）に対するアンケートが行われ、閣議決定に反映された。

このため、火薬類取締法に係る道府県の手務・権限を指定都市へ移譲する方向で具体案の検討を進める必要がある。

2. 移譲に向けた課題と対応（案）

(1) 移譲対象となる事務・権限

「指定都市における事務の処理については、都道府県と指定都市の関係は都道府県間関係と同様に考えることを基本とすべき」（平成25年6月25日付け大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申）との答申を踏まえ、道府県が実施している事務・権限は全て指定都市に移譲することとしてはどうか（別添参照）。

ただし、指定都市の区域を越える事務・権限などで、火薬類取締法第45条の緊急措置など、災害防止及び公共安全確保の観点から、移譲対象とすることが困難な事務・事業があるのであれば、その移譲については、慎重に検討することとしてはどうか。

## (2) 道府県及び指定都市の懸念

昨年、内閣府が実施した事務・権限の移譲に関するアンケート調査によれば、回答のあった全ての道府県及び指定都市が、移譲に賛成であった。同時に、移譲に際して以下のような懸念が挙げられた。

- ・ 指定都市における人員確保、財政措置等の体制整備
- ・ 道府県と指定都市の連携体制構築
- ・ 指定都市における道府県からの事務及びノウハウの引継ぎ
- ・ 指定都市における専門職員の養成（教育・研修による）及び専門性の維持
- ・ 事務の範囲が指定都市の範囲を超える場合の整理
- ・ 指定都市における十分な準備期間の確保

## (3) 事務・権限の移譲に向けた作業

経済産業省では、指定都市において、移譲される事務・権限が円滑に執行されるように、次のことを行う。

### ①経済産業省における指定都市職員への研修支援

経済産業省では、火薬類取締行政に従事している都道府県等の職員を対象に火薬類取締法及び火薬類に関する知識の向上を目的として、毎年、火薬類取締法研修を実施している。平成26年度の研修では、新たに指定都市の職員が受講することを念頭に、受講者数の定員を20名増加する予定（平成26年度の定員：90名）。

### ②移譲に要する準備期間の把握

道府県に対し、指定都市における受け入れ体制の整備状況（人員の確保、財源の確保、指定都市職員の研修（道府県職員の派遣を含む。）、マニュアルの整備、個別案件の引き継ぎ、その他整備すべき事項）及び整備スケジュールについて調査を行うこととする。

### ③告示・通達等の透明性確保

指定都市への移行に際し、当省が整理すべき火薬類取締法の運用等に係る事項があれば、早急に検討する。

### ④移譲時期の決定

②の調査結果及び③の検討状況を踏まえて、移譲までの期間を決める。

## 3. スケジュール（案）

4月上旬：道府県に対し、アンケート調査開始。

6～7月：道府県及び指定都市との調整（移譲までの期間等）

8月上旬：火薬小委員会



移譲対象事務・権限の条項

(別添)

条 項	事務内容
3	製造の許可
5	販売営業の許可
7	製造の許可申請の制限
7	販売営業許可申請の制限
8	製造又は販売営業の許可の取り消し
9	3 製造の技術基準適合命令
10	1 製造施設等の変更の許可
10	2 製造施設等の軽微な変更の届出の受理
10	3 製造施設等の変更許可申請の制限(準用)
11	3 貯蔵の技術基準適合命令
12	1 火薬庫設置等の許可
12	2 火薬庫の軽微な変更の届出の受理
12	3 火薬庫設置許可の制限
12 の2	2 火薬庫の承継の届出の受理
13	火薬庫所有義務の緩和許可
14	2 火薬庫の技術基準適合命令
15	1 製造施設又は火薬庫の設置に係る完成検査の実施
15	1 指定完成検査機関の指定
15	2 製造施設又は火薬庫の変更に係る完成検査の実施
15	2 製造又は火薬庫所有者からの指定完成検査機関の実施した完成検査結果の届出の受理
15	2 認定完成検査実施者による完成検査結果の届出の受理
15	3 指定完成検査機関による完成検査の実施結果の報告の受付
16	1 製造又は販売営業の廃止の届出の受理
16	2 火薬庫の廃止の届出の受理
17	1 譲渡又は譲受の許可
17	2 譲渡又は譲受の許可の制限
17	3 譲渡又は譲受の許可の取り消し
17	4 譲渡許可証又は譲受許可証の交付
17	6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間の決定
17	7 譲渡許可証又は譲受許可証の書換
17	8 譲渡許可証又は譲受許可証の再交付

条 項	事務内容
24	1 輸入の許可
24	2 輸入許可の制限
24	3 輸入の届出の受理
25	1 消費の許可
25	2 消費の許可の制限
25	3 消費の許可の取り消し
27	1 廃棄の許可
27	2 廃棄の許可の制限
28	1 危害予防規程の認可
28	2 危害予防規程の届出(軽微変更の場合)
28	3 危害予防規程の認可の制限
28	4 危害予防規程の変更命令
29	1 保安教育計画の認可
29	2 保安教育計画の認可の制限
29	4 保安教育計画を定めるべき者の指定
29	5 保安教育計画を定めるべき者の保安教育計画の認可等(準用)
30	3 保安責任者及び副保安責任者の選解任の届出の受理
31	3 保安責任者免状の交付
31	4 保安責任者免状の交付の制限
31	5 保安責任者免状の返納
31	7 保安責任者免状の書換及び再交付(準用)
31 の2	1 指定試験機関への免状交付事務の委託
31 の3	1 指定試験機関への試験事務の委任
31 の3	2 試験事務を行わない場合
31 の3	3 試験事務の委任解除の通知
33	2 保安責任者代理者の選解任の届出
34	1 製造保安責任者若しくは代理人又は製造副保安責任者の解任命令
34	2 取扱保安責任者若しくは代理人又は取扱副保安責任者の解任命令
35	1 保安検査の実施
35	1 指定保安検査機関の指定
35	1 製造又は火薬庫所有者からの指定保安検査機関の実施した保安検査結果の届出の受理

条 項	事務内容
35	1 認定保安検査実施者による認定検査結果の届出の受理
35	3 指定保安検査機関による保安検査の実施結果の報告の受付
35 の2	2 定期自主検査の計画及び変更の届出の受理
35 の2	3 定期自主検査の終了の報告の受付
35 の2	4 定期自主検査への職員の立会
36	1 安定度試験の実施結果の報告の受付
36	2 安定度試験の実施命令
42	報告の徴収
43	1 立入検査の実施
44	許可の取り消し
45	緊急措置
45 の3	1 認定完成検査記録の届出の受理
45 の3	2 認定保安検査記録の届出の受理
45 の7	2 指定試験機関の事務所の名称・所在地変更の届出の受理
45 の8	2 試験事務規程の変更への意見
45 の9	3 指定試験機関の試験事務の休廃止の意見
45 の9	4 指定試験機関の試験事務の休廃止の通知の受付
45 の10	2 指定試験機関の事業計画等への意見
45 の10	3 事業報告等の受付
45 の15	3 指定試験機関への指示
45 の16	3 大臣からの試験機関指定取消等の通知の受付
45 の17	1 試験事務の実施
45 の17	2 大臣からの試験事務の実施の有無の通知の受付
45 の20	2 指定試験機関への報告徴収
45 の21	2 指定試験機関への立入検査
45 の25	指定完成検査機関の指定の制限
45 の28	指定完成検査機関の住所変更の届出の受理

条 項	事務内容
45 の29	1 指定完成検査機関の業務規程の認可
45 の29	3 指定試験機関の業務規程の変更命令
45 の30	指定完成検査機関の休廃止の届出の受理
45 の31	指定完成機関の完成検査員の解任命令
45 の33	指定完成検査機関への適合命令
45 の34	指定完成検査機関の指定取消命令
45 の36	指定完成検査機関への報告徴収
45 の37	指定完成検査機関への立入検査
45 の38	2 指定保安検査機関の指定の制限等 (指定完成検査機関に係る権限・事務を準用)
46	2 事故の報告徴収
47	事故現場の現状変更の指示
48	1 製造等の許可の条件
49 の2	手数料の納付
52	1 譲受譲渡又は消費許可についての都道府県公安委員会への意見照会
52	2 製造許可等についての都道府県公安委員会等への通報
52	4 公安委員会等からの必要な措置要請
52	5 警察官からの事故届等の受理
52	6 事故届等通知の受理についての大臣への報告
53	1 指定検査機関の指定等の公示
53	2 指定試験機関への事務の委任等の公示
54	1 処分に係る聴聞
54	3 処分に係る利害関係人の聴聞への参加の許可
55	1 不服申立て手続きにおける意見の聴取
55	2 不服申立て手続きにおける意見聴取期日等の公示
55	3 不服申立て手続きにおける意見聴取機会
57 の2	経済産業大臣からの指示

注) 移譲対象は、都道府県の事務・権限に限る。